

## 千葉市立青葉病院診療録管理委員会設置要綱

### 〔目的〕

第1条 千葉市立青葉病院における診療情報の適切な管理業務を遂行するため、診療録の記載精度を高め、内容の整備・充実を図ることを目的として千葉市立青葉病院診療録管理委員会〔以下「委員会」という。〕を設置する。

### 〔所掌事務〕

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- [1] 診療録の記載の適正に関する監査と評価に関すること。
- [2] 診療録の中央管理に伴う適正な保存・管理に関すること。
- [3] 診療録及び関連資料等に関わる検討に関すること。
- [4] 電子カルテに関わる検討に関すること。
- [5] 院内がん登録に係る実務に関すること。
- [6] 診療録管理業務の改善及び推進に関すること。

### 〔組織〕

第3条 委員会に委員長、副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員会の組織は、医師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師の職にあるもの及び事務局医事室により構成する。

### 〔会議〕

第4条 委員会は必要に応じ委員長が召集する。

- 2 委員会の議長は委員長とし、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は委員出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は必要に応じて委員以外の出席を求め又は意見を聞くことができる。

### 〔庶務〕

第5条 委員会の庶務は事務局医事室が総理する。

### 〔委任〕

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。